

原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案 に対する意見公募の結果

令和5年10月18日
原子力規制委員会

1. 趣旨

本議題は、原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案（以下「改正案」という。）に関する意見（以下「提出意見」という。）等に対する考え方につき了承を諮るとともに、改正案の決定について付議するものである。

2. 経緯

これまで特定重大事故等対処施設及び自主対策設備（以下「特重施設等」という。）を緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）の判断基準に含めることができるか「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」において検討を実施してきた。

この検討に際しては、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く重大事故等発生時においても特定重大事故等対処施設を活用することを踏まえ¹、一部の特重施設等のうち炉心損傷防止のために使用可能なものについて、EALの判断基準に含めることができるか否か整理を行ったところ。

令和5年度第25回原子力規制委員会（令和5年8月2日）において、整理結果を踏まえた改正案に対する意見公募の実施が了承され、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

3. 意見公募の実施結果等

- (1) 期 間：令和5年8月3日から同年9月3日まで（32日間）
- (2) 方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
- (3) 提出意見数：7件²

4. 提出意見等に対する考え方（委員会了承事項）

提出意見に対する考え方を別紙1のとおり、提出意見には該当しないが原子力災害対策に関連する意見に対する考え方を別紙2のとおり了承いただきたい。

5. 改正案について（委員会決定事項）

別紙3から別紙5までに示す改正案のとおり改正する決定を行っていただきたい。

¹ 「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正及びこれに対する意見募集の結果について―重大事故等発生時における特定重大事故等対処施設の活用等―」（令和元年度第33回原子力規制委員会資料2）を参照。

² 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは5件であった。

6. 今後の予定

原子力災害対策指針³の一部を改正する告示及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則⁴の一部を改正する規則の施行日は、公布の日としたい。また、原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説⁵の一部改正の施行日は、原子力災害対策指針の一部を改正する告示の公布の日としたい。

また、今後、第7回緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合（令和2年9月1日）において、中長期的な課題とした「日本原燃株式会社再処理施設の審査状況を踏まえた再処理施設の蒸発乾固に係るEALの見直し」について議論を進めるとともに、「事故進展が非常に遅い場合を含めたEALの本来あるべき姿」について、改善すべき点の特定作業を継続的に進めることとする。

添付資料

- 別紙1 原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案に関する提出意見及び考え方
- 別紙2 提出意見には該当しないが原子力災害対策に関連する意見及び考え方
- 別紙3 原子力災害対策指針の一部を改正する告示（案）
- 別紙4 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（案）
- 別紙5 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部改正について（案）
- 参考1 緊急時活動レベル（EAL）とは
- 参考2 原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案に対する意見募集の実施並びに相対的にリスクが小さい原子力施設等の事業者によるEALの見直しの結果報告（令和5年度第25回原子力規制委員会資料4）

³ 原子力災害対策指針（平成30年原子力規制委員会告示第8号）

⁴ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

⁵ 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（原規総発第1707052号（平成29年7月5日原子力規制委員会決定））

原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案に関する提出意見及び考え方

全面緊急事態に関する御意見		
No.	提出意見	考え方
1	全面緊急事態を判断するEALのBWRの1. 11は緊急時制御室を含む記載だが、PWRの2. 10は緊急時制御室を含まない記載なのは何故か。	<p>御指摘は、原子力災害対策指針の表2の1. 及び2. 中の「全面緊急事態を判断するEAL」に対するものと理解します。</p> <p>加圧水型軽水炉（PWR）に係る「全面緊急事態を判断するEAL」2. ⑩において、「緊急時制御室」の文言を記載していないのは、加圧水型軽水炉（PWR）の設備及び構造を踏まえた結果によるものです。</p> <p>具体的には、沸騰水型軽水炉（BWR）においては、原子炉制御室、原子炉制御室外操作盤室及び緊急時制御室の機能を比較した結果、緊急時制御室の機能に期待することで全面緊急事態を回避できることから、緊急時制御室をEALの判断基準に追加することと致しました。一方、加圧水型軽水炉（PWR）においては、プラント間の相違があることから、原子力災害対策指針ではなく各事業者防災業務計画に反映することとしました。</p> <p>「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」において、これらの沸騰水型軽水炉（BWR）と加圧水型軽水炉（PWR）の設備及び構造の相違点を踏まえた議論を行っておりますので、御参照ください。（令和5年3月20日第11回会合 資料1-3、令和5年4月28日第12回会合 資料1等）</p>
2	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準の沸騰水型軽水炉に係る原子炉の運転等のための施設	御指摘は、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（新旧対照表）」の1. 沸騰水型軽水炉（3）の全面緊急

(3)原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEALの「原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）」の改正案に反対します。私はPAZ圏に住んでいます。

「特定重大事故対処施設により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから全面緊急事態には該当しないこととなる」とありますが、特定重大事故対処施設の定義が示すように、特定重大事故対処施設は炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合や炉心の著しい損傷が発生する場合に使う施設です。

この施設を使う事態そのものが正に全面緊急事態すなわちPAZ住民全員に避難指示が出される事態です。特定重大事故対処施設により原子炉への注水がなされることの確認を待っている余裕はない事態です。特定重大事故対処施設があることを理由に避難指示が出されない、あるいは避難指示が遅れる場合があることなど、避難せねばならない住民にとっては認めるこ

事態を判断するEALである「原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）」に対するものと理解します。

特定重大事故等対処施設については、必ずしも、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第12号に定める「故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合」に限定されることなく、炉心損傷防止のために活用可能な場合にも使用されます。

「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」において、炉心損傷を防止又は格納容器破損を防止するために使用できる設備について検討した結果、一部の特定重大事故等対処施設も、炉心損傷防止のために使用できることを確認できたことから、今回の改正案では、「特定重大事故等対処施設」を追加することになっています。

詳細につきましては、「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」の資料を御参照ください。（令和5年3月20日第11回会合 資料1-7等）

原子力災害対策指針が示す「緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方」では、全面緊急事態は「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階」とされており、1系統以上のDB設備、SA設備又は特定重大事故等対処施設により原子炉への注水がなされる場合

	<p>とができない事です。 住民避難に関して、机上で安易に考えている事が、今回の対応でも明白になりました。 原子力災害に対して、避難せねばならない住民の側からの視点で対応していただくことを強く願います。</p>	<p>は、炉心の冷却が可能なおことから、原子力災害対策指針が示す「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた」に当たらず、全面緊急事態には該当しないと考えます。 したがって、特定重大事故等対処施設を使用する場合であっても、「原子炉への注水がなされ、炉心の冷却が可能である」場合には、全面緊急事態に該当しないため、御指摘の「この施設を使う事態そのものがまさに全面緊急事態」に該当すると整理することはできません。 以上より、原案のとおりとします。</p>
3	<p>EAAL を判断する基準等の解説 新旧対照表 3 ページ 全面緊急事態を判断する EAAL 「原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）」について</p> <p>特定重大事故等対処施設は、規則によれば故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものをいうと定義されている。これによれば、特重施設を機能させる状況では、原子炉制御室、原子炉制御室外操作盤室は機能を喪失しているのであり、特重施設は原子炉制御室、原子炉制御室外操作盤室のバックアップ施設である。そのことから、</p>	<p>御指摘は、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（新旧対照表）」の1. 沸騰水型軽水炉（3）の全面緊急事態を判断する EAAL である「原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）」及び「原子炉制御室等に関する異常」に対するものと理解します。 特定重大事故等対処施設については、必ずしも、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第12号に定める「故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合」に限定されることなく、炉心損傷防止のために活用可能な場合にも使用されます。 「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」において、炉心損傷を防止又は格納容器破損を防止するために使用できる設備について検討した結果、一部の特定重大事故等対処施設も、炉</p>

<p>事故対応拠点を特重施設に移した段階で、全面緊急事態とすべきである。</p>	<p>心損傷防止のために使用できることを確認できたことから、今回の改正案では、「特定重大事故等対処施設」を追加することになっています。</p> <p>詳細につきましては、「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」の資料を御参照ください。（令和5年3月20日第11回会合 資料1-7等）</p> <p>また、EALを判断する各事象は独立した形で定められており、全面緊急事態に該当するの可否については、事象ごとに判断を行うことになっています。</p> <p>御指摘の「原子炉制御室、原子炉制御室外操作盤室は機能を喪失している」状況とは、全面緊急事態を判断するEALの一つとして定められている「原子炉制御室等に関する異常」に記載されている状況のことを指していると思われませんが、「原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）」と「原子炉制御室等に関する異常」は、それぞれ個別に該当の有無が判断されます。</p> <p>したがって、沸騰水型軽水炉（BWR）の特定重大事故等対処施設により原子炉への注水がなされる場合は、「原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）」に記載されている全面緊急事態には該当しないものと判断することになります。</p> <p>そして、原子炉に異常が無い場合であっても、原子炉制御室が使用できない状況の下で、原子炉制御室外操作盤室又は沸騰水型軽水炉（BWR）の特定重大事故等対処施設である緊急時制御室が使用できなくなる場合は、「原子炉制御室等に関する異常」に記載されている全面緊急事態に該当するものと判断することになります。</p>
--	--

	<p>EAL でそのように整理して記載すれば、避難指示や屋内退避指示も原発で起きている異常事態に即応でき、情報の錯そうや混乱を最小限にとどめることにつながる。特重施設が機能することで、炉心損傷を遅らせたり、回避できるのであれば、そのことで生じる時間の猶予は周辺住民の防護を徹底できる時間ととらえることができる。</p> <p>したがって、「なお、1系統以上のDB設備、SA設備」に続く「又は特定重大事故等対処施設により」を削除すべきである。</p>	<p>仮に御指摘を踏まえて「又は特定重大事故等対処施設により」という文言を削除した場合、特定重大事故等対処施設による原子炉への注水がなされ、原子炉の冷却が可能である場合であっても、全面緊急事態に該当することになるため、原子力災害対策指針が示す全面緊急事態の定義と整合しなくなります。</p> <p>すなわち、原子力災害対策指針が示す「緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方」では、全面緊急事態は「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階」とされており、1系統以上のDB設備、SA設備又は特定重大事故等対処施設により原子炉への注水がなされる場合は、炉心の冷却が可能なことから、原子力災害対策指針が示す「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた」に当たらず、全面緊急事態には該当しないと考えます。</p> <p>以上より、原案のとおりとします。</p>
4	<p>EAL を判断する基準等の解説（新旧対照表）」（9ページ）</p> <p>施設敷地緊急事態を判断する EAL「原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用」について</p> <p>ここでいう原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用は、炉心損傷前の使用を意図していると思われるが、格納容器内の気体を環境に放出するのであることをもってすれば、万一の場合の放射性物質放出による周辺住民</p>	<p>御指摘は、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（新旧対照表）」の1. 沸騰水型軽水炉（2）の施設敷地緊急事態を判断する EAL である「原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用」に対するものと理解します。</p> <p>EAL を判断する各事象は独立した形で定められており、警戒事態に該当するの否か、施設敷地緊急事態に該当するの否か、又は全面緊急事態に該当するの否かについては、事象ごとに判断を行うことになっています。</p>

	<p>の被ばくを避けるために、原子炉格納容器圧力逃がし装置使用を決めた時点で全面緊急事態とすべきである。</p>	<p>御指摘の「格納容器内の気体を環境に放出する」ことに関する EAL は、御指摘の「原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用」ではなく、それとは別の全面緊急事態を判断する EAL の一つとして定められている「放射線量等の検出」において判断することになります。</p> <p>具体的には、原子炉格納容器圧力逃がし装置を炉心損傷前に使用する際には、格納容器内雰囲気放射性物質が十分に小さいことを確認して実施されますが、万が一、原子力事業所の区域の境界付近等において原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合は、全面緊急事態に該当します。</p> <p>以上より、原案のとおりとします。</p>
--	--	--

その他、形式面に関する御意見		
No.	提出意見	考え方
1	<p>告示案 P4「緊急時制御室が使用できなくなること、又は」について、名詞を列記する場合「又は」の前に読点は不要ではないか。（P5 等において同様）</p>	<p>御指摘は、原子力災害対策指針の一部を改正する告示案 4 ページ等の「緊急時制御室が使用できなくなること、又は」に対するものと理解します。</p> <p>「とき」や「こと」の後の「、」については、明確に定めたものではなく、「、」を打つものと打たないものがあります。</p> <p>改正案においては、読みやすさの観点から「、」を打っており、原案のとおりとします。</p>

<p>2</p>	<p>保安規定の定義規定の削除を進めていることが、定義が不要とは思えない為、不要である理由の説明をして下さい。</p> <p>自主対策設備を考慮した EAL 改正を進めていることが、自主対策設備との文言は改正文案に示されない為、どの文面から自主対策設備と読み取れるか不明なため該当文面を示して下さい。又、自主対策設備の機能が災害対策上有効か不明な状態だと、避難等の判断に影響を及ぼすことから、予め国が災害対策上有効である事の検査した上で利用される必要がある為、自主対策設備の位置づけを整理して下さい。</p>	<p>御指摘は、原子力災害対策指針の一部を改正する告示案 2 ページに対するものと理解します。</p> <p>今回の改正案において、「保安規定」の定義を削除するのは、現行の原子力災害対策指針の「前文」の「＜定義＞」という項目において、「本指針において使用する用語は、原災法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（…（略）…）及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（…（略）…）において使用する用語の例による」ことが記載されており、現行の原子力災害対策指針では、重複して「保安規定」を定義していたためです。</p> <p>実際に重大事故等が発生した際には、炉心損傷を防止又は格納容器破損を防止するために使用可能な設備は使用して事故への対処に当たるため、あらかじめ特定重大事故等対処施設及び自主対策設備の性能等を確認し要件を満たすものを EAL の判断において考慮する設備としています。</p> <p>「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」において、炉心損傷を防止又は格納容器破損を防止するために使用する設備を EAL の見直しの対象とし、自主対策設備も含め採否を検討しました。採否結果の詳細につきましては、「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」の資料を御参照ください。（令和 5 年 3 月 20 日第 11 回会合 資料 1-7 等）</p> <p>今後、原子力規制委員会に、特定重大事故等対処施設及び自主対策設備の EAL への反映に伴う原子力事業者防災業務計画の修正の届出があった際には、適切に確認してまいります。</p>
----------	--	--

3	<p>当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合というのを読むと、まるで基準に違反した施設を除外しているようにも読める。審査に合格していない施設を意図しているんだらうけれど、これだけ読んでよく分からない。</p>	<p>御指摘の原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第14条のイ及びロ並びに原子力災害対策指針の表2の1. 及び2. の括弧内の文言については、新規制基準への適合性が確認されていない施設を除くことを意味しています。</p> <p>新規制基準への適合性が確認された沸騰水型軽水炉（BWR）及び加圧水型軽水炉（PWR）のみを対象としていることを正確に記載するため、現行の表現を採用しています。</p>
4	<p>なんで告示と規則で分けているのですか？ 関係の深いものならば、告示と規則に分けるような複雑な構成にせず一体化できるのではないのでしょうか？</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第10条に基づき、原子力事業者の原子力防災管理者は特定の事象が発生した際に通報の義務を負っており、通報すべき具体的な事象が政令や規則で定められています。</p> <p>一方、告示である原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて緊急事態を3つの区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）に分けており、原子力事業者は、これらの区分に該当するか否かを原子力事業者自身が判断するための基準として、告示が示すEALの枠組みを踏まえて設定しています。</p> <p>このように、原子力事業者の通報義務を定めた規則と、EALの枠組みを定めた告示とで目的が異なっているため、告示と規則を分けて定めております。</p>

提出意見には該当しないが原子力災害対策に関連する意見及び考え方

No.	提出意見には該当しないが原子力災害対策に関連する意見	考え方
1	地元住民の一刻も早い避難は、考えてないということでしょうか？	御意見は、原子力災害対策全般に関連する御意見と理解します。
2	福島で処理水が放出されたが、実害が出た時の緊急措置事態区分はあるのでしょうか？	今回の改正は、「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」において、EAL の判断基準に特定重大事故等対処施設等を含めることができるか否か等の検討を行い、含めるとされた特定重大事故等対処施設等について所要の改正を行うものです。
3	法律上小型モジュール炉の指針を設ける必要あり。 今後小型モジュール炉が界限で進められるため、建築の構想が練られる前に検討されて事前に法律上要求が決まっているべき。	引き続き、原子力災害対策の継続的改善に努めてまいります。
4	緊急事態の段階が分かり難く住民理解は困難。 専ら住民は原子力特有の区分に聞き馴染みはなく、施設敷地緊急事態＝多量の放射性物質が敷地で放出していると誤認をするなど、避難において必要以上の混乱を及ぼす可能性がある。避難情報に関するガイドラインの警戒レベルを参考に、緊急事態区分、運用上の介入レベルの各段階が何段階中の何か（各段階の最大レベルは何か）を瞬時に判別できる方式を構築することが急務である。 災害時のテレビの情報表示手法である L 字型画面で示せる情報量で、住民が事故のどの段階か判別できる様、広報の在り方を今後検討することを意見する。	
5	・提出意見は必ず掲載すること 本コメントは、今回の EAL に係る改定的前提となる原子力災害対策指針の基本に関わる点であり、被ばく防護体制の	

実効性を確認する上で必須の点であるから、かならず掲載すること。かつて放射線防護企画課は令和4年7月の指針の改定に際し、都合の悪いパブコメを「提出意見に該当しない」として掲載しなかったが、長官官房緊急事案対策室ではそのような悪しき前例を踏襲しないこと。(川崎さんを信頼しています。)

1. 特重施設でも事故は防げない

本改定は、BWRのEAL判断基準に特重施設等を追加する改定であるが、資料4のP48以降によれば、特重施設等は、「冷却材の漏れい時に炉心の損傷を防止できる性能がなく」、「残留熱除去機能を用いても格納容器の圧力抑制機能の喪失を回避できず」、「原子炉容器内の水位が低下した場合に炉心露出を回避できない」ことから、当該のEAL判断基準に追加されていない。

このことから、特重施設が設けられても、東電福島と同様の事故は防げないことがわかる。

事故が起きた時の国の対応は「原子力災害対策指針」に定められているが、2022年1月から2023年5月まで、「指針」が改定され、また、関連マニュアル2件が制定された結果、避難所においてはGMサーベイメータの測定値を被災者に知らせず、また、NaI(Tl)サーベイメータによる甲状腺モニタリングでは、簡易測定のスクリーニングレベルを100mSvもの高い値に設定し、バックグラウンドとなる大腿部の表面汚染の有無をGMサーベイメータによって確認せず、しかも線量率の測定値は被災者に知らせないことが決

められた。

このような決定は、詳細測定を必要とする被災者を極力減らすことが目的であり、甲状腺被ばくを過小評価し、被ばくの実態を隠蔽する意図があることが明らかである。

今回の EAL に係る改定については、まず、次項以降に示す指針全体の誤りを正すことが先決である。住民を被ばくから本当に防護できる指針として、指針全体を整備し直してから、特重施設を EAL 判断基準に追加するか否かの判断をするべきである。

2. 福島事故の教訓を踏みにじる改定

旧原子力安全委員会の「防災対策の見直しに関する考え方（平成 24 年 3 月中間とりまとめ）」では、事故の教訓として、過酷事故の想定がなく、安定ヨウ素剤の服用指示が出せなかったこと、スクリーニングや甲状腺線量の検査が適切に行われず、内部被ばく検査が 8 月以降に遅れたことなどが指摘され、「個人の被ばく線量評価を実施し、大勢の避難住民を漏れなく適切にスクリーニングする方策を整備するべきである」と、提言されている。

現指針は、この「中間とりまとめ」を精査して定めたとされているが、実際には、組織を根本的に改めたはずの原子力規制委員会は、この最期の提言を踏みにじり、スクリーニングの対象者を大幅に削減して、被ばくの隠蔽を目的とする避難除染マニュアルを制定した。

(1) PAZ の住民は検査しない

避難除染マニュアルでは、まず、PAZ（5km 圏内）の住民は放射性物質の放出前に避難してきたからという理由で、避難所での検査の対象から外している。

確かに、PAZ では事故の予知の段階で即座に避難すると定められているが、深夜でも、地震による交通障害があっても放出前に避難できるだろうか。急速に進展する事態に対して適切に対応できなかったのが福島の実態であり、放出源に近いPAZの住民こそ全員を検査すべきである。

（2）人の汚染を車で代用する検査

次に、UPZ（30km 圏内）の住民に対しては、避難用の車両（バス、自家用車等）が乗員よりも汚染の程度が高いとして、タイヤ全輪とワイパーを GM サーベイメータで検査し、基準値 40,000cpm 以下であれば乗員の検査は行わないとしている。

しかし、プルームの通過後にチャーターされたバスの汚染の検査で、プルームに直接曝された乗員の汚染をカバーできるはずはない。また、自家用車の場合でも野外で個々に活動していた乗員の汚染を車両でカバーできるはずがなく、このような検査方法では、検査待ちで長蛇の列となる車の中で、待機している乗員の被ばくが増えるだけである。

（3）基準値 40,000cpm では汚染拡大を防げない

基準値 40,000cpm は福島事故の当時は 13,000cpm であったが、これを超える被災者が続出したため、漠然とした余裕をみて 3 倍にされたもので、医科学的な根拠はない。

40,000cpm 以下であれば除染しないので、被災者の移動に伴う汚染の拡大は防げない。40,000cpm は甲状腺被ばく量 300mSv に相当するので、この基準値では、甲状腺に 300mSv までの被ばくをした被災者を見過ごすことになる。

(4) 汚染検査は代表者 1 名のみ

車両が基準値を超えている場合、乗員は同じ屋内避難をしているとして、代表者 1 名の検査を行うとしているが、全員が遮蔽効果や気密性の高い建物等に屋内退避できるとは限らない。被災者はさまざまな状況でプルームに曝されており、その被ばく状況は一律ではなく、1 名で代表できるはずはない。1 名を選出する権限が誰にあるのかもわからない。

このような非科学的かつ非合理的な避難除染マニュアルでは、被災者の被ばくは防げない。

(5) 検査をしても測定値は知らせない

代表者が基準値を超えたら、全員を検査して、40,000cpm 以上であれば除染し、以下になれば通行証を発行するとされているが、審議の過程で、被災者には測定値を知らせないことが明言されている。

被災者が求めるものは通行証ではなく、検査結果の測定値である。避難所での検査は、表面汚染による不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止することが目的とされているが、測定値を知らされなければ、被災者がこの目的を達成することはできない。

(6) 福島での測定は悪しき前例とされた

避難除染マニュアルの制定に際して、国は、福島事故時に GM サーベイメータによって 192,933 人の測定をしたことが取り返しのつかない失敗であり、悪しき前例であったと捉えていることがよくわかる。

先述した旧原子力安全委員会の「避難住民を漏れなく適切にスクリーニングすること」という提言は葬り去られ、制定されたマニュアルでは、前車の轍を踏まないよう、基準値を 3 倍にして見かけの汚染者数を減らし、測定もごく一部の代表者に留め、測定しても測定値を被災者には知らせないとしたのである。

3. GM サーベイメータの測定値を知らせない理由

国は、被災者に GM サーベイメータの測定値を知られることを極端に恐れているが、それには理由がある。

福島事故時の防災指針では、甲状腺に 100mSv の被ばくをもたらすプルームが皮膚に沈着したときの皮膚の表面汚染密度 40Bq/cm² が基準であった。この値が GM サーベイメータでは 13,000cpm に相当する。つまり、GM サーベイメータで皮膚の表面汚染密度を測定すれば、甲状腺被ばくへの換算が容易にできるのである。

被ばくを隠蔽したい国にとって、被災者自身が被ばく線量を推定できることは不都合であるので、まず、GM サーベイメータの使用を極端に制限し、測定しても測定値を知らせないことを徹底したのである。

事故当時、福島県や放医研は 13,000cpm を単に表面汚染の基準と思い込み、体表面の除染を行うのみで、甲状腺被ばくの対策を怠った。この失態の事実は、先述の旧原子力安全委員会の「中間とりまとめ」でも指摘されている。この失態は訂正されることなく現指針にも引き継がれており、13,000cpm が皮膚汚染 (OIL4) の基準とされている。正しくは、この値は甲状腺被ばくの基準なのである。マニュアル案の審議で、伴信彦が 13,000cpm は皮膚汚染が対象ではなく、甲状腺被ばくの基準であると、本当のことをうっかり発言したが、あとで内閣府から叱責されたことと思われる。

4. 被ばく評価を隠蔽する甲状腺モニタリング

GM サーベイメータによる測定値を知らせない代わりに、指針の看板として「甲状腺被ばく線量モニタリング」が掲げられたが、ここでもさまざまな制約を設けて被ばくの実態を隠蔽している。

(1) 対象者は 19 歳未満のみ

まず、モニタリングの対象者に制限をかけて、19 歳未満の者、妊婦及び授乳婦としている。予防的な避難した住民も除かれている。19 歳未満に限った理由として、科学的なコンセンサスに基づくものとしているが、チェルノブイリや福島では 19 歳以上にも甲状腺がんの罹患例がある事実は、理由も示さずに無視されている。

年齢制限の結果、19 歳以上の成人は外部被ばくも甲状腺被

ばくも全く知らされないことになるが、これで被ばくの実態がわかるはずがない。

また、甲状腺モニタリングは強制ではなく本人の同意によるもので、その結果も事後に申請しないと通知されないとしているが、公正を装って希望者を減らそうとする意図が明白である。

被災者全員の被ばく状況を正しく測定して、被害の全貌を明らかにするのが国の責務である。国は、まず事故を謝罪した上で、測定の意義を真摯に説明し、結果を隠蔽しないことを確約すれば、測定に協力しない被災者はいないはずである。

(2) バックグラウンドは確認しない

簡易測定では、大腿部の測定値をバックグラウンドとして、頸部の測定値から差し引くとしているが、ここで GM サーベイメータを用いて汚染の確認はしないので、大腿部に汚染が残留していると、差し引きの値が負になり、「被ばくなし」と誤認されるおそれがある。

GM サーベイメータを用いれば汚染の確認は容易であるが、ここでも GM サーベイメータを用いず、その測定値を被災者に知らせない方針が貫かれている。

体表面の除染のため、首周りは拭い、大腿部については着替え又は拭き取りとしているが、同じ方法で 1,080 人の測定が行われた福島では、実際に差し引き値が負になる場合があり、適切な測定方法ではないことが明らかである。被災者全員の着替えを準備することも現実的ではない。

また、バックグラウンドとしては $0.2 \mu\text{Sv/h}$ 以下が想定されており、これを超える場合は実施場所を変更するとされているが、そんなに都合よく別の場所が見つかるはずはない。

(3) スクリーニングレベル $0.2 \mu\text{Sv/h}$ の根拠は隠されている

$0.2 \mu\text{Sv/h}$ の根拠については、「安定ヨウ素剤の服用基準と医学的フォローアップの基準、低線量での甲状腺がんに関する科学的知見を踏まえ、できるだけ低いレベルを目指す」と $0.2 \mu\text{Sv/h}$ となる」という定性的な説明しかないが、実際にはこの値は、原子力規制庁の「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」が、甲状腺被ばく量 100mSv に相当する線量率として導いた値である。

つまり、線量率 $0.2 \mu\text{Sv/h}$ が甲状腺被ばく量 100mSv に相当しているので、NaI(Tl)サーベイメータの測定結果があれば甲状腺被ばく量の推定ができるのであるが、甲状腺モニタリングマニュアルではこの事実を隠して、「簡易測定は甲状腺の被ばくの程度が比較的高いと見込まれる者をスクリーニングするため」であり、「甲状腺被ばくへの影響を評価するものではありません」としている。被ばくの程度を「比較的高い」と評価しているのに、「影響を評価するものではありません」と結論するのは、論理が破たんしている。

簡易測定では、スクリーニングの判定を行うだけでなく、NaI(Tl)サーベイメータによる線量率の測定値をその場で被災者に知らせて、甲状腺被ばく量の推定ができるように

すべきである。
スクリーニングレベルの値としても、100mSv に相当する値は、高すぎて適切ではない。スクリーニングレベル以下であっても被ばくの影響が考えられるので、そのような被災者に対しても詳細測定を行い、その後の健康調査の対象とすべきである。

(4) 詳細測定は強化されない

甲状腺モニタリングマニュアルには、「詳細測定で用いられる可搬型の甲状腺モニタの実用化の目途が立ったから制定された」という経緯が記載されているが、その8行後には、「可搬型の甲状腺モニタについては、今後製品化され普及が見込まれる段階において、実施体制等について改めて検討を行う」とあり、制定した動機を自ら否定している。結果として「可搬型の甲状腺モニタ」は整備されていない。ここには、詳細測定のために設備体制を強化する意思が全く見られない。可搬型甲状腺モニタの製品化を事業者まかせにするのではなく、規制委員会として開発のスケジュールを明確に示し、着実に開発を進めるべきである。このように、すぐ前言を翻す節操のない対応は、規制委員会の信用を落とすだけでなく、国民の生命及び身体の安全を確保するという役割を放棄していると言わざるを得ない。

5. 被災者を被ばくから守る正しい指針とするために
上述のように、現在の指針及びマニュアルは、事故に備え

る緊張感もなく、正しい被ばく評価を行うための計画性もなく、ただ、被災者の被ばくを隠蔽するという陰湿な意図のみが前面に押し出されている。

早急に、被災者を被ばくから本当に防護できる正しい指針に改正しなければならない。改正の要点は次のとおりである。

(1) 避難所では、被災者全員に対して GM サーベイメータによる体表面汚染の測定を実施し、測定値をその場で被災者に知らせ、汚染の有無の確認と甲状腺被ばく量の推定ができるようにする。

(2) 簡易測定では、バックグラウンドとなる大腿部の表面汚染の有無を GM サーベイメータによって確認し、NaI(Tl) サーベイメータによる線量率の測定結果とともに、測定値を被災者に知らせ、甲状腺被ばく量の推定ができるようにする。

(3) 簡易測定の結果、基準値 $0.2 \mu\text{Sv/h}$ 以下であっても、甲状腺に 100mSv 程度の被ばくが考えられることから、スクリーニングの判定結果にとらわれず、詳細測定を行い、その後の健康観察調査の対象者とする。

(4) 改正案の審議には、再度の誤りを繰り返さないために、被災者を加えることが必須である。被ばくによる疾病の発症者が、福島県民共済保険への加入ができないなどの不利益を被ることがないように、中長期的に被災者の健康生活を保障する指針としなければならない。

以上